

## 重点施策4 新たな資源回収のあり方の検討

### 〈重点施策としてのねらい〉

現在、区が集積所で回収している「資源」は、「プラスチック製容器包装」「ペットボトル」「びん」「缶」です。乾電池や紙パックの拠点回収なども実施し、古紙は平成24年3月に集団回収へ一元化しました。平成26年4月には、使用済小型家電の回収を開始したところです。

今後、さらに資源化すべき品目やその回収方法について検討をすすめ、費用対効果を踏まえ、区民の利便性向上を図りながら、廃棄物の適切な資源化と、これによるごみ減量の実現をねらいとします。

### 〈施策の内容〉

- 水銀含有物（蛍光管・体温計・血圧計）の資源化と回収体制の見直し
- 使用済小型家電の効率的な回収方法の検討
- 燃やさないごみ・粗大ごみの資源化の検討
- 古着・古布の資源化の検討
- 資源化や分別に関する住民の意識の更なる向上
- 自主活動団体や民間事業者、エコライフめぐろ推進協会等との協働の検討

### 資源回収による分別



## 〈想定するゴール〉

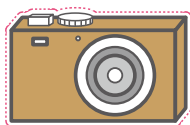
- 2Rの推進によるごみの発生抑制の取り組みとあわせ、廃棄物の資源化については、現在取り組んでいる使用済小型家電の回収などを進めるとともに、不燃・粗大ごみの資源化を可能な限り進めてまいります。
- 水銀含有物については、「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、最終処分場への搬入が困難になることが見込まれていることから、今後の国による規制の内容や東京都の動向を踏まえ、適正な処理体制を整備します。
- 計画最終年の平成37年度に、リサイクル率を平成26年度比4.2ポイント増の31.7%とすることを目標とします。

### 使用済小型家電の拠点回収

- 金・銀・銅やレアメタル等が含まれる貴重な有用金属の回収、資源化を促進することを目的として、「使用済小型電子機器の再資源リサイクル促進法」が平成25年4月施行されました。
- 区では平成26年4月1日から回収ボックスによる拠点回収等で特に有用な金属の含まれている9品目（携帯電話・デジタルカメラ・ポータブルビデオカメラ・携帯音楽プレーヤー・電子辞書・携帯ゲーム機・ポータブルカーナビ・電卓・コード類）を回収しています。当初回収場所は8か所でしたが、27年度からは10か所で回収中です。



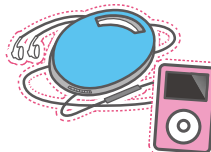
携帯電話



デジタルカメラ



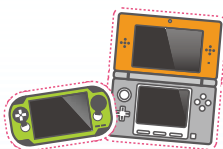
ポータブルビデオカメラ



携帯音楽プレーヤー



電子辞書



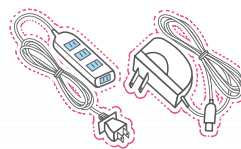
携帯ゲーム機



ポータブルカーナビ



電卓



コード類(ACアダプターを含む)

## 重点施策5 ごみ集積所のあり方と戸別収集の検討

### 〈重点施策としてのねらい〉

区内のごみ集積所の総数は、平成13年度から平成26年度にかけて2倍以上に増加し、約1万8千か所となっています。このうち約5千か所は世帯ごとの戸別集積所であり、小規模分散化が進行しています。

背景には、新たな宅地の造成に伴う敷地の細分化や、集積所の設置が困難な狭小路地への対応、増加している共働き世帯の当番制への対応、集積所へのごみの出し方・分別ルールを守らない人のマナーの問題などがあります。一方で、ごみ排出が困難な高齢者や障害を持つ方への配慮も求められています。

これらについて、区には同様の苦情や相談が数多く寄せられていますが、集積所は地域を見守るコミュニティ機能も果たす重要な場であり、地域における自助・共助により解決されている課題も数多くあります。

課題の解決に向けては、区内に居住する世帯総数の約半数が単身世帯である特性も踏まえ、ごみを出す際のルールをより周知するなどの対策を講じていきます。また、集積所の現状を踏まえ、そのあり方を検討するとともに、収集・運搬経費に大きな影響がある戸別収集のさらなる進行を想定した対応を検討するなど、将来に備えることをねらいとします。

また、戸建住宅などについて区内全域での戸別収集の検討を進める場合においては、家庭ごみ有料化との関連など、制度運用を含めた検討を行います。

### 〈施策の内容〉

- 集積所でのごみの排出についての指導の強化と優良集積所への表彰などの検討
- 外国人居住者を含めた転入者や、若年、単身層等、対象者をしぼった、ごみと資源の分け方・出し方の普及活動の展開
- 戸建住宅などの区内全域での戸別収集体制と家庭ごみ有料化との連動についての検討



## 〈想定するゴール〉

- ゴミ集積所のあり方と戸別収集への対応など、ゴミ集積所の検討を進め、区としての方向性を明らかにします。
- 戸建住宅などについて区内全域での戸別収集を進める場合は、家庭ごみの有料化についても方向性を明らかにします。

ごみ収集の様子



## 若年者向けの啓発パンフレット「LIFESTYLE+3R=ECO」



## 重点施策6 事業所に対する適正排出への指導の推進

### 〈重点施策としてのねらい〉

事業系ごみは、本来自己処理の原則に基づき処理を行うものですが、現在、資源とごみの量が1日当たり50kg未満の事業者は、有料で区の収集に出すことができます。しかし、事業者へのアンケート調査の結果や、事業系有料ごみ処理券の収入金額の推移を見ると、事業系有料ごみ処理券適正貼付のさらなる徹底が必要な状況です。

このことから、事業所の規模や産業別の特性を踏まえ、事業系ごみの適正な処理方法について事業者への周知を徹底するとともに、適正な処理に向けたインセンティブの導入などを含め、施策を効果的に実施することにより、事業系ごみの適正な排出を促すことをねらいとします。

### 〈施策の内容〉

- 中小規模事業者に対する、適正なごみ処理に向けた啓発ツールの活用などによる普及啓発の充実
- 「ホワイトリスト」（過去に不適正な処理がなく、今後の排出処理に関する誓約書を提出した事業者をリスト化し、優遇措置などを適用）導入の検討
- 優良事業者に対する表彰制度などの導入
- 有料で区の収集に出すことができる日量50kg規定縮小の検討
- 中・小規模事業者のごみ排出現状把握と、適正処理に向けた方策の検討

### 〈想定するゴール〉

- 事業系有料ごみ処理券の貼付率の向上をはじめとする、より効果的な排出指導施策への展開を図ります。

